

**(1) 役員会****① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

役員会は、国立大学法人法第11条第2項に則り整備された国立大学法人上越教育大学役員会規則に基づき、次のとおり本学運営に係る重要事項を審議する。

- i) 中期目標についての意見（国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）及び年度計画に関する事項
- ii) 国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- iii) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- iv) 学部、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- v) その他役員会が定める重要事項

**イ 組織の構成及び構成員等**

役員会は、学長及び理事で組織されている。役員会規則において、「監事及び副学長は、役員会に出席し、意見を述べることができる。」とされており、毎回、監事及び副学長に出席を求めている。

**② 運営・活動の状況****ア 委員会等の開催状況**

役員会は、原則、毎月第2水曜日に開催。平成27年度においては、7回（第95回～第101回）開催した。

**イ 審議された主な事項**

主な審議事項は、①平成26事業年度の業務実績に関する評価、②教職大学院認証評価、③平成26事業年度決算、④第3期中期目標期間中の大学改革、⑤第3期中期目標・中期計画及び平成28年度計画、⑥平成27年度学内補正予算、⑦平成28年度概算要求、⑧早期退職募集制度の導入、⑨目的積立金の執行計画、⑩業務達成基準を適用する事業計画、⑪マイナンバー制度への対応、⑫障害学生支援組織・体制の整備、⑬平成28年度学内予算、⑭人事関係規則の一部改正、等であった。（各回議題は、第三章 資料編 - 1 管理運営 - (2) 役員会 議事要旨 参照）

**③ 優れた点及び今後の検討課題等**

役員会は、関係法令及び本学規則等に則り設置・運営されており、十分な成果を上げている。特に、私立大学学部長及び公認会計士からなる監事並びに副学長に毎回出席を求め、意見を聴取しているため、本学の運営に広く学内外からの意見が反映されている。